

第4 自治体の損害

Q112 現在，放射能汚染に伴う指示のために当自治体の行政機能を移転せざるを得ず，他所で行政事務を行うことを強いられている。この場合，どのような損害賠償請求ができるか。避難が長期化するようであれば，コミュニティを維持するために，役場機能だけでなく，学校，病院，上下水道等のインフラが必要となるが，インフラ整備のために当自治体が負担した費用についても損害賠償を求めることができるか。

自治体であっても，私人と同様に，原発事故と相当因果関係がある損害について，賠償請求ができる。警戒区域内，避難区域内，計画的避難区域内又は緊急時避難準備区域内の自治体については，役場・出張所の不動産賃借料，事務機器の移転費用，事務備品の交換・追加的費用，追加的な設備リース料，追加的な通勤・住宅手当・燃料費，増加分の連絡通信費，応急仮設庁舎・支所の設置費用等，行政機能の全部又は一部の移転に要した合理的な支出費用の損害賠償請求ができる。今後しばらくの間戻ることをあきらめるという選択が合理的である場合には，住宅や学校等のインフラ整備のための費用も，合理的な範囲で，損害賠償請求できる。

解 説

1 自治体の損害

自治体についても，多種多様な損害が生じている。これらは，東京電力という第三者による不法行為によって生じた損害であり，自治体の財産権の侵害として，損害賠償の対象から外される理由はない。これらの損害についても，原発事故と相当因果関係が認められる限り，当然に，損害賠償の対象とされるべきである。

この点，中間指針も，次のように述べている。

「地方公共団体又は国（以下「地方公共団体等」という。）が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については，この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし，本件事故と相当因果関係が認められる限り，賠償の対象となるとともに，地方公共団体等が被害者支援等のために，加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も，賠償の対象となる。」（中間指針・第10・2（備考））

具体的には，「地方公共団体等が被った損害のうち，地方公共団体等が所有する財物の価値の喪失又は減少等に関する損害及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業（水道事業，下水道事業，病院事業等の地方公共団体等の経営する企業及び収益事業等）に関する損害については，個人又は私企業が被った損害と別異に解する理由が認められないことから，この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らして，賠償すべき損害の範囲が判断されることとなる。加えて，地方公共団体等が被害者支援等のために，加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も，……賠償の対象となる。」とする（中間指針・第10・2（備考）1））。

中間指針は，「なお，地方公共団体等が被ったそれ以外の損害についても，個別具体的な

事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得る。」としていることにも注意が必要である（中間指針・第10・2（備考）1）。

もちろん、自治体は、その住民の生命・身体・財産等の安全を図るという行政目的を有しており、自治体が行う施策は、住民に対する行政サービスという面もある。

しかし、自治体は、その行政目的を遂行することと、そのために生じた費用を東京電力に対して損害賠償請求することは、何ら矛盾しない。自治体は、むしろ、その行政目的を十全に果たす職責があり、そのために必要な出費を躊躇すべきではなく、これについては、東京電力に対して、当然に損害賠償を求めるべきである。むしろ、これを自治体が行わなかった場合には、住民訴訟（地方自治法242条の2）の対象ともなり得る。

以下、相当因果関係が認められる損害にどのようなものがあるか、その範囲を検討する。

2 行政機能の移転

（1）避難区域（警戒区域）・計画的避難区域の自治体の場合

避難区域（警戒区域）・計画的避難区域の指定がされたために、自治体が本件事故発生まで使用していた自治体庁舎等を使用して行政事務を遂行することができなくなったような場合、当該自治体としては、行政機能の全部又は一部を当該自治体内外の他所に移転させることが必要になり、現実に双葉郡の8つの町村ではこのような事態が生じている。

当該自治体の庁舎など事務拠点の所在地が避難区域（警戒区域）に指定された場合はもちろん、計画的避難区域の指定がされた場合にも、もはや当該場所において行政事務を遂行することは不可能であるから、行政機能の全部又は一部を他所に移転せざるを得ず、他所で行政事務を強いられることによる損害が発生する。

このような損害には、例えば、役場・出張所の不動産賃借料、事務機器の移転費用、追加的な設備リース料、事務備品の交換・追加的費用、追加的な通勤・住宅手当・燃料費、増加分の連絡通信費、応急仮設庁舎・支所の設置費用等が考えられる（これらに限られるという趣旨ではない）が、当該自治体は現に生じたこれらの費用支出につき、本件事故と相当因果関係のある損害として、その損害賠償請求ができると考えられる。

現地と避難地における二重行政を強いられている自治体もあるが、その場合も以上と同様に理解してよいと考えられる。また、行政機能の全部又は一部を別の自治体に移転せざるを得ない場合のほか、当該自治体内の別の場所に移転する場合もあるが、いずれも同様に損害賠償請求ができると考えられる。

また、避難区域（警戒区域）からの必要書類等の持出し等が行政事務にとって必要な場合には、公益目的の一時立入りとして、行政職員の避難区域（警戒区域）への一時立入りが許可される所、実際に行政事務上の必要から、行政職員による一時立入りがされた場合には、それに要した費用、例えば防護服購入費用、装備費用、スクリーニング費用、交通費等も、本件事故と相当因果関係のある損害に当たると考えられる。

（2）緊急時避難準備区域の自治体の場合

緊急時避難準備区域は法的に避難が要請されているわけではなく、緊急時に屋内退避や

避難の対応が必要となる区域であり、同区域の指定により直ちに行政機能の移転が必要となるわけではない。しかし、行政サービスを受けるために多くの住民が当該役場、役所を利用することが考えられ（特に震災・原発事故対応のために通常よりもその頻度は高くなることが予測される）、緊急時において行政機能が停止することは可能な限り避けることが望ましい。

そうすると、緊急時避難準備区域に指定された場合であっても、行政事務の全部又は一部を他所に移転することが行政判断として合理的な場合もあると考えられる。例えば、当該自治体において指定区域外の地域があり、同地域において行政サービスを提供することが適切である場合がこれに当たる。したがって、そのような場合にも、上記の費用は本件事故と相当因果関係のある損害として、その損害賠償請求が認められると考えられる。なお、特定避難勧奨地点又はこの近隣に行政機能を持つ施設等があるような場合も同様と考えられる。

（３） 指定区域外の自治体の場合

これに対し、指定区域外の自治体については、そもそも行政事務が当該自治体の管轄区域内で行われることが適切な行政サービスの前提となることを考慮すると、行政機能に移転し、他所で行政事務をすることは差し当たり想定されていないものと思われる。

ただし、原発事故が未だ収束していない現状においては、今後事故が拡大し、行政事務が当該自治体の管轄区域内で行えなくなる場合に備えて何らかの施策を行った場合、それに要した費用の全部又は一部は、本件事故と相当因果関係にある損害として認められる余地がある。

3 自治体の移転の場合

避難を余儀なくされている人の最大の関心事の1つが、いつになったら元の場所に戻れるのか、というものである。原発事故が未だ収束していない現状においては、その目処は全く立っていない。

このような現状において、今後しばらくの間戻ることが難しいのではないかという意見が出てくることは当然であるし、自治体によっては、当分の間、元の場所に戻らず、新しい場所で自治体を再建するという選択肢をとることが合理的とされる場合も考えられる。

この場合に、コミュニティを維持するためには、役場機能の移転だけでは足りず、学校、病院、上下水道等、その自治体を構成している基本的な機能の回復が必要である。これらの施設の財産権の主体が自治体であれば、当然に損害賠償の対象となる。また、これらの施設の財産権の主体が自治体でない場合でも、こうした自治体としての基本的な機能はばらばらでは意味がなく、少なくとも、こうした施設が有機的に連携するために必要な調整は自治体でなければ行うことができないし、そのために自治体が要した費用は、当然に相当因果関係にある損害というべきである。

4 指定解除がされた場合

将来において、区域指定が解除された場合には、他所で行政事務を継続する必要はなく、

本来の自治体庁舎等で行政機能を回復し、そこで行政事務を行うことが必要となる。

したがって、行政機能の移転・回復に要する費用、例えば、自治体庁舎や関係施設等の放射能汚染の検査費用・除染費用、備品・設備等の交換・除染費用、応急仮設庁舎の取壊費用等についても本件事故と相当因果関係のある損害として、その損害賠償請求ができる。

そして、行政機能の移転には一定の期間を要すると考えられるから（１度で移転できず、段階的に移転する場合もある）、指定解除から合理的な一定期間については、引き続き発生している不動産賃借料、追加的な設備リース料、追加的な通勤・住宅手当・燃料費、増加分の連絡通信費等の費用も本件事故と相当因果関係のある損害と考えられる。合理的な期間の判断については、自治体の規模や庁舎等の放射能汚染状況等により異なるであろうが、少なくとも数か月から数年程度の期間については、引き続き上記の損害賠償を請求し得るものと考えられる。

なお、行政事務に関する損害については、大幅な支出増や税収減等が見込まれることから、国策として国から何らかの援助措置等がされる可能性があるが、本来的には、東京電力から損害賠償を得た上で、国からの援助は国に返還されることが望ましい。

Q113 当自治体は、地震・津波の被害を受け、更に、原発事故により一部が避難区域とされた。こうした対応のために、大量の事務が発生するとともに、他の事務に支障が生じ、残業手当等が増加しているが、これらの損害について賠償を求めることができるか。また、多くの住民が転出したため、不動産価値が急落し、経済活動も沈滞しており、今後、固定資産税・住民税等の税収が減少することが確実である。このような税収の減少についても損害賠償を求めることができるか。

原発事故と損害の間の相当因果関係の問題であり、相当因果関係が認められる限り、すべて賠償の対象となる。原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる損害については、割合の算定が容易である場合にはその割合に従って賠償範囲が決定されるが、割合の算定が困難な場合には、原則として原子力災害による損害とした上で、その他一切の事情からそれがあまりにも不合理な特段の事情がある場合には、例外的にその損害を限定すべきである。税収の減少については、中間指針では否定されているが、これは改められるべきである。

解 説

1 専門委員調査報告書の概要

原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針のとりまとめに当たって、損害全体の把握・類型化のために、専門委員を任命して調査を行った。地方公共団体分野における専門委員調査報告書においては、以下のとおり分類・報告されている。

(1) 場所による分類

避難等の指示があった区域で主に生じる損害

避難等の指示があった区域及びそれ以外の区域に共通の損害

(2) 損害の態様による分類

原子力災害に伴う損害

原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる損害

(3) 損害の発生の時期による分類

既に生じている損害

将来的に生じるおそれのある損害

以下、この分類に従って述べる。

2 避難等の指示があった区域で主に生じる損害

避難等の指示があった区域で主に生じる損害には、以下のものが報告されている。

既に生じている損害

住民の避難・移動等に要する経緯，立入制限・一時立入りに要する経費，仮庁舎設置・賃借等に要する経費

将来的に生じるおそれのある損害

庁舎等移転に要する経費

これらの費用が，原発事故と相当因果関係があることは問題がない。

3 避難等の指示があった区域及びそれ以外の区域に共通の損害

避難等の指示があった区域及びそれ以外の区域に共通の損害としては、以下のものが報告されている。

既に生じている損害（及び将来的に生じるおそれのある損害）

スクリーニング，除染，モニタリング，放射線相談窓口設置等に要する経費，農産物，水産物等の放射性物質検査，産地証明書発行等に要する経費，水道水の摂取制限等により発生する経費，土壌改良・汚染汚泥処理に要する経費，（住民の健康管理に要する費用，住民等の損害賠償請求支援等に要する費用，所有財産の使用不可・使用制限により発生する経費／価値の減少，放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物処理等に要する経費）

これらについても，原発事故と相当因果関係にある損害といえる。

原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる損害（及び将来的に生じるおそれのある損害）

災害対策本部設置・運営に要する費用，避難所設置等避難住民受入れに要する経費，職員等を被災地に派遣するための経費，事業者支援・風評被害対策に要する経費，実施プロジェクトの中止，（地方税の減収，使用料・手数料・その他の収入の減少，公営企業等の減収等，避難住民の生活再建支援のための経費，被害状況調査に要する経費）

これらについては，確かに，原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる損害である。原子力災害による損害とそれ以外の要因による損害との割合の算定が容易である場合には，その割合に従って，賠償範囲が決定される。

問題は，その割合の算定が困難な場合である（こちらの場合が通常であろう）が，原子

力損害賠償が無過失責任であるなど、電力事業者に重い責任を課した趣旨に鑑みれば、立証責任は原則として電力事業者の負担とすべきである。すなわち、電力事業者が、原子力災害による損害でないことを立証できない場合には、原則として原子力災害による損害とした上で、その他一切の事情からそれがあまりにも不合理な特段の事情がある場合には、例外的にその損害を限定すべきである。

4 税収の減少について

中間指針は次のように述べて、税収の減少については、原則として賠償すべき損害には含まれないとしている。

「本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することではなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない。」(中間指針・第10・2(備考)2))

しかし、この見解には直ちに賛同できない。

まず、税金には「法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある」ことはそのとおりであるとしても、この減収を東京電力に請求できないという積極的な理由はない。また、一般的に逸失利益は期待権侵害という側面を持っているのであって、これも理由にはならない。

更に、既発生の租税債権については、市町村の税収の中心をなす固定資産税は、本件事故によって価値を喪失している場合が多く、明らかに徴収すべきでない状況になっており(現在、固定資産税は徴収延期となっているようである)、東京電力からの損害賠償があれば直ちに課税して徴収するということが適切ではない。更に、住民税についても、頭割り部分は、本来確実な徴収ができるはずであるのに、今回の事態で徴収すること自体が適切かどうかという問題があり、所得比例部分についても、損害賠償がされれば直ちに課税して徴収するということには疑問がある

5 結 論

原発事故対応などのために残業手当が増加した場合には、それが原発事故と相当因果関係にある限り、損害賠償の対象となる。

また、今後、固定資産税・住民税等の税収の減少が現実化した場合にも、原発事故と相当因果関係にある限り、損害賠償の対象となる。

いずれの場合も、原子力災害と地震・津波等それ以外の要因が一体となって生じる場合が多いが、原子力災害だけでも同様の被害が発生したと認められる場合は、全面的な損害賠償を請求することができる。

Q114 当自治体は避難対象地域ではないが、公立小・中学校、公立保育園、公立病院等の敷地が放射能で汚染されたため、汚染土壌の入替措置等が必要となっているが、これらの費用について損害賠償請求ができるか。放射能に汚染された焼却炉の廃炉費、汚泥処理費はどうか。また、住民の放射線測定の人件費はどうか。

放射能汚染により公共施設の敷地の汚染土壌の入替措置に要する費用、必要な検査費用、更に学校備品・実験設備等の交換費用、医療器具・備品の除染費用、共同調理場の除染費用等について損害賠償請求ができる。

放射能に汚染された焼却炉の廃炉費、汚泥処理費についても損害賠償請求ができる。

また、住民の放射線測定の人件費のほか、検査機器や検査人員等の手配など検査体制の整備と実施のために要した検査費用につき損害賠償請求ができる。

解 説

1 公有財産に対する損害

自治体所有の財産も、私人の財産と別異に扱う理由はなく、行政財産、普通財産の別を問わず、公共施設が放射能で汚染された場合にこれを利用可能とするためにする除染費用等は、本件事故と相当因果関係のある損害としてその損害賠償請求ができる。

例えば、公立小・中学校、公立保育園、公立病院等の敷地が放射能で汚染されたために、汚染土壌の入替措置等が必要な場合には、これに要する費用、例えば土壌汚染の調査費用、清浄土壌の入れ替え費用、汚染土壌搬出・運搬・処理費用等は、本件事故と相当因果関係のある損害としてその損害賠償請求ができる。但し、国庫補助負担金事業の対象となった場合には補助された部分についての請求はできない。

公共施設の敷地以外にも、建築物等の不動産や施設内にあった動産については、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的である場合には、自治体の負担した検査費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる（第一次指針・第3〔損害項目〕7）。

更に、財物価値の喪失又は減少等による損害も、民間の場合と同様であり、対象区域内に所有していた財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う追加的費用（当該財物の廃棄費用等）については合理的な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認められる（第一次指針・第3〔損害項目〕8（指針））。

したがって、例えば、学校備品・実験設備等の交換費用、医療器具・備品の除染費用、共同調理場の除染費用等についての損害賠償請求ができる。

また、自治体所有の焼却炉が放射能に汚染され、費用対効果からみて除染によってもはや使用に耐えないような場合には廃炉せざるを得ないが、そのために要する廃炉費も本件事故と相当因果関係のある損害に含まれる。また、例えば、放射性物質の検査で明らかとなった国の定める基準値を超える浄水汚泥、放射能が検出された下水汚泥等については、

放射能に汚染された汚泥処理が必要となるが、汚泥処理費も本件事故と相当因果関係のある損害に含まれるものと考えられる。

2 住民の放射線測定の人件費

住民の放射線測定のために要する人件費等については、合理的な範囲での測定に要した費用につき損害賠償請求ができると考えられる。第一次指針は「放射性物質への曝露の有無等を確認する目的で受けた合理的な範囲での検査につき検査費用及びその付随費用（検査のための交通費等）を負担した場合には、被害者の損害と認められる」としているが（第一次指針・第3〔損害項目〕1（指針））、自治体が無償で住民に検査させた場合はもちろん、有償でも検査機器や検査人員等の手配、採血検査等の費用、住民に対する内部被ばく調査、アンケート調査等に要する経費など検査体制の整備と実施のために要した諸費用は、本件事故と相当因果関係のある損害としてその損害賠償請求ができる。

この点、被ばくについては長期的、晩発的影響も考えられるため、住民の不安感を払拭するという政策目的が合理的であること、また、住民の生命・健康の保護は行政の責任であり、住民の安全・安心のための放射線測定が適切な施策であると考えられることから、上記「合理的な範囲」は相当緩やかに認められるべきである。

また、政府による区域指定の前後で区別する意味はないから、本件事故発生後に支出された測定費用も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる（第一次指針）。

警戒区域、避難区域については一時立入りがされた場合に必要となる検査費用についても同様と考えられる。

更に、区域等の指定が解除された後も、少なくとも一定期間は本件事故と相当因果関係のある損害として認められるものと考えられる。将来、本件事故が一定の収束に至った場合でも、なお一定期間の費用支出については、本件事故と相当因果関係のある損害として認めるべきであろうが、現時点での期間設定は困難であり、将来的に検討、策定されるであろう原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえて個別事案ごとに判断されることになる。

更に、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある自治体はもちろん、指定区域外であっても、放射線モニタリングにより一定程度の放射能汚染が認められる地域を所管する自治体については、検査費用が本件事故と相当因果関係のある損害として認められる場合があると考えられる。

3 その他の損害

指定区域内に公立の教育施設があるために本来の教育施設を利用することが不可能又は適切でないことから、例えば、他所にある廃校を修繕、整備して教育施設として利用した場合のように、代替施設の確保・整備・維持等のために要した費用やサテライト校の開設費用、スクールバス借上費用等も本件事故と相当因果関係のある損害に含まれるものと考えられる。

なお、公立の教育機関、医療機関であっても、民間と同様、継続的な運営のために設備

費，人件費その他一定の費用支出があり，事業収入が健全経営のために必要であるから，第一次指針も営利目的の事業に限られないとしているとおり，その営業損害についても民間と同様に本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

Q115 当自治体では，住民の強い希望があり，独自に放射線量を毎日測定しているが，そのための費用について，損害賠償請求ができるか。また，毎日の測定結果の広報にかかる費用や専門家を招いてセミナーを開催した場合の費用はどうか。

調査機器等の購入費用，モニタリングポスト（線量計）の設置費用など実際に負担した費用の損害賠償請求ができる。

また，当該広報活動のための人件費，追加的な印刷費，配布費用や，セミナー等を開催するために必要な費用，例えば専門家に支払う講師料，外部施設を利用する場合の施設利用料，周知のための散らし作成・配布費用等の損害賠償請求もできる。

解 説

1 放射線量の測定費用

放射線量のモニタリングは，自治体が住民の生命・健康を守り，適切な行政活動を行うに当たり，その前提となる不可欠の業務である。したがって，住民の要望の有無にかかわらず，それが必要かつ合理的なものである限り，測定に要した費用，例えば，調査機器等の購入費用，モニタリングポスト（線量計）の設置費用など実際に支出した費用は，本件事故と相当因果関係のある損害であり，その損害賠償請求ができると考えられる。

当該自治体の管轄区域の全部又は一部が警戒区域，避難区域，計画的避難区域，又は緊急時避難準備区域に指定されている自治体，更に特定避難勧奨地点の指定がされている自治体については，放射線量の測定が当然に必要な業務と考えられるが，それ以外の自治体については，測定が必要かつ合理的なものであるかどうか問題となり得る。

この点については，今なお原発事故が収束していない現状に鑑みれば，自治体としては住民の生命・健康保持のために必要な施策をとる前提としての情報を収集する必要があるから，地理的にみて，少なくとも原発事故の影響が一定程度あると考えられる地域，具体的には，1都12県（福島，群馬，栃木，茨城，宮城，山形，新潟，長野，埼玉，東京，千葉，静岡，神奈川）及びその内にある自治体については，全く影響がみられないことが明らかであるなど特段の事情がない限り，原則として上記費用は本件事故と相当因果関係のある損害と考えられ，その損害賠償請求ができると考えられる。

この点，現在，原子力安全・保安院原子力災害対策本部による環境モニタリングがされていることから，これと完全に重複する測定についてはこれを利用すればよく，必要でないと考えられる余地もあるが，測定場所や測定頻度が異なる場合には，原則として必要かつ合理的な測定費用として本件事故と相当因果関係のある損害になると考えられる。

将来的に本件事故が一定程度収束した場合でも，当該自治体内において，少なくとも過

去に警戒区域，避難区域，屋内退避区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域，特定避難勧奨地点に指定された地域がある場合には，当該自治体において，住民の安全・安心のために放射線量のモニタリングを継続することは原則として合理的と考えられるから，そのために要する費用も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

2 広報・セミナー開催費用

自治体には，当該自治体における放射線量の測定結果やそれが住民の健康等に及ぼす影響について，適時かつ適切な広報を通じて住民に分かりやすく説明することが求められる。これは，行政の説明責任の観点から要請される自治体の責務である。

したがって，自治体がモニタリング結果を広報することは必要かつ合理的な行政事務であるといえ，広報のために要する費用，例えば，当該広報活動のための人件費，追加的な印刷費，配布費用などは，本件事故と相当因果関係のある損害として，その損害賠償請求ができると考えられる。なお，これは住民による要望の有無にかかわらず，認められるものと考えられる。

更に，リスク・コミュニケーションの観点からは，自治体は単に広報誌やホームページに掲載等をするだけでなく，住民に対し，セミナー，シンポジウムやワークショップを開催したりすることで，積極的に情報を提供し，啓発を図ることが求められる。

したがって，このようなセミナー等を開催するために必要な費用，例えば専門家に支払う講師料，外部施設を利用する場合の施設利用料，周知のための散らし作成・配布費用等も本件事故と相当因果関係のある損害と考えられる。

このような自治体の取組みは，特に今回の甚大な災害によるコミュニティの崩壊が懸念される中で，その再生に向けた適切なリスク・コミュニケーションを図るために必要不可欠なものであるから，たとえ住民の要望がない場合であっても，実際に開催したことにより生じた費用も本件事故と相当因果関係のある損害と考えられる。

将来，本件事故が一定の収束に至った場合でも，なお一定期間の費用支出については，本件事故と相当因果関係のある損害として認めるべきであろうが，現時点での期間設定は困難であり，将来的に検討，策定されるであろう原子力損害賠償紛争審査会の指針等を踏まえて個別事案ごとに判断されることになる。

Q116 首都圏の自治体だが，従来セメント材料としてリサイクルしていた，下水汚泥の焼却灰から高い放射能濃度が検出され，処理ができず困っている。この下水汚泥の焼却灰の処理費用を，東京電力に対し，支払ってもらえるか。また，東京電力に，引取りを求められるか。

下水汚泥の焼却灰の処理費用は，損害であり，東京電力に支払を求めることができる。引取りを求めることができるかは簡単な問題ではないが，原因者である東京電力に何らかの対応を求めることはできるべきである。

解 説

1 下水道汚泥の焼却灰の処理費用は、「その他の政府指示等に係る損害」(中間指針・第6)に該当し、東京電力に対し、損害賠償を求めることができる。

現在、福島県内はもちろん、栃木県、茨城県、東京都、川崎市など関東一円で、下水汚泥又は下水汚泥の焼却灰から、高い放射能濃度が検出され、その処理に非常に困難を来している。その処理費用については、上記のとおり、東京電力に対し請求できる。

2 問題は、現在、高い放射能濃度の検出された下水汚泥又は下水汚泥の焼却灰の受入れ先がないことである。

そのため、東京電力に対し、その受入れを求めることができるかという問題が発生する。損害賠償は金銭賠償だけでなく、原状回復も含むとの考え方に立てば十分あり得る考え方であり、また、汚染者負担原則の点からも本来あるべき方策ではある。訴訟などでこれを直ちに実現することは難しいかもしれないが、東京電力との交渉や和解によって、それを実現していくことは十分考えられるし、また、それは本来できるべきである。